

堺市中区役所におけるキッチンカー募集要項【ひるどきコンサート】

堺市中区役所において開催するひるどきコンサートの来場者等に、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食の提供をする事業者を公募により選定する。

1 出店日時

ひるどきコンサート開催日（令和7年3月30日）の午前10時00分から午後3時00分までの希望する時間帯（搬入及び搬出を含む。）

2 選定方法

中区ホームページにて公募し、抽選にて決定する。

3 出店場所・面積及び使用料

(1) 出店場所

中区役所敷地内（地番：中区深井沢町2470番7）【別紙参照】

(2) 面積（位置は別紙のとおり）

1区画12.5㎡程度（奥行2.5m程度×幅5m程度）：3区画

(3) 使用料

1区画1日当たり1,000円

4 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、保健所で許可を受けたキッチンカーによる対面販売とする。

5 応募資格

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人とする。

ア 次の条件を満たすキッチンカーであること。

① 電力、給水設備を搭載していること。

② 華美な装飾でないこと。

イ 食品営業許可証（自動車による営業に限る。）、食品衛生責任者等資格等の実施にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者であること。

(2) 次に該当する個人又は法人は出店を認めない。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ 本市が課税する市税を滞納している者

※本市が課している市税には、個人市民税（特別徴収含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税があります。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）若しくは堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」といいます。）に該当すると認められる者

オ 本市入札事務に関して入札参加停止または入札参加回避を受けている者

6 出店申込

令和7年2月28日（金）までに「堺市中区役所キッチンカー出店申込書」に必要事項を記入して、添付書類とともに下記の全てを企画総務課まで郵送または持参のうえ提出すること。

- ・キッチンカーの写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- ・食品営業許可証（自動車による営業に限る。）、食品衛生責任者等資格等の出店するにあたり、法令により必要となる許可、資格等の写し
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）の保険証券の写し
- ・登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・誓約書（別紙様式）

7 抽選

公募締切後、抽選により決定し、抽選結果は、メール等により通知する。

8 行政財産目的外使用許可申請

出店者の決定を受けた後、「行政財産目的外使用許可申請書」に必要事項を記入の上、提出すること。

9 許可及び使用料

「行政財産目的外使用許可書」と使用料の「納付書」を交付するので、使用料を期限までに納付すること。

【許可条件】

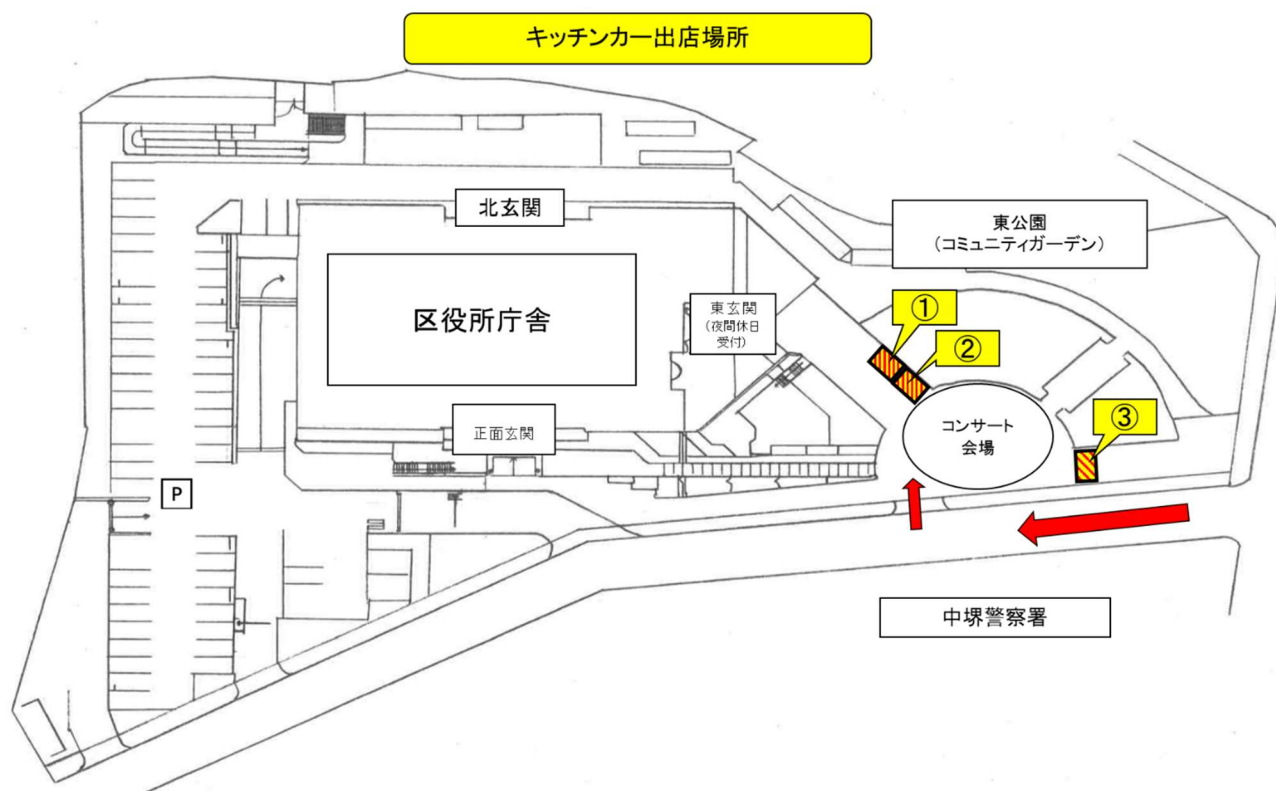
- （1）使用料は、本市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納入しなければならない。もし指定する納期限までに納入しないときは、納期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該使用料の額に「堺市行政財産の目的外使用に関する条例」第5条第1項に定める延滞金の割合の特例として附則に定める割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）を延滞金として支払わなければならない。ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときは、この限りではない。
- （2）使用許可期間中に経済情勢の変動、法令及び本市の条例、又は規則の改廃その他の事情の変更に基つき使用料を改定する事態が生じたときは、改定額から既に納入された額を差し引いた差額を納入しなければならない。
- （3）使用許可財産は使用目的以外に使用してはならない。
- （4）使用許可財産の全部又は一部を転貸し、又は使用权の譲渡をしてはならない。
- （5）使用許可財産の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときは、この限りではない。
- （6）使用許可財産について、使用者が必要費又は有益費を支出することがあっても、使用者はその償還を請求できない。
- （7）使用者は、その責めに帰すべき事由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、本市の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- (8) 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- (9) 使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供するため必要性が生じたとき、又は当該許可の条件に違反する行為並びに本市の暴力団排除に関する諸規定に抵触する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取消すものとする。
- (10) 本市は、前号の取消しによって生じた損失を一切補償しない。
- (11) 前各号に定めるもののほか、本市の指示する事項を誠実に遵守しなければならない。

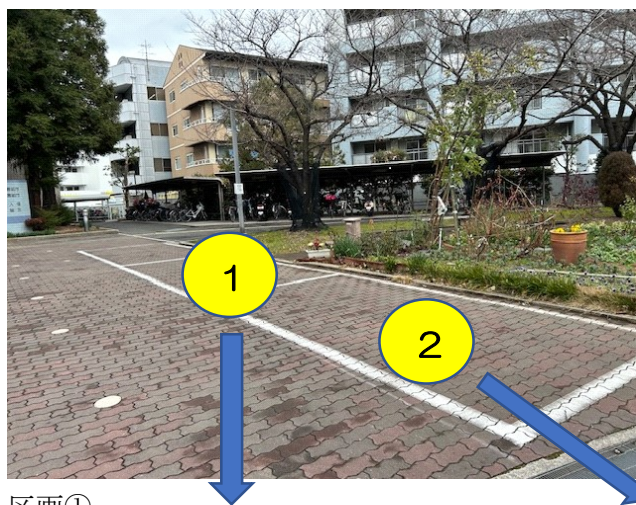
10 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒予防策及び感染予防策に万全を期すること。
- (2) 食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、マスクの着用など、通常の食中毒予防及び感染予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。
- (3) 販売価格は、社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。
- (4) 飲食に伴うごみ等については出店者がゴミ箱を設置することで回収すること。
- (5) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (6) 使用場所の清掃は出店者が実施すること。
- (7) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (8) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は出店者の責任において実施すること。
- (9) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (10) 庁舎内での客引き、宣伝は行わないこと。
- (11) 音響設備、拡声器等の機器は使用しないこと。
- (12) 電気・水道・ガスは、出店者で準備すること。なお、演奏中はエンジン及び発電機による電源供給は行わないこと。
- (13) 火気器具を使用する店舗は、各自で業務用消火器を必ず設置すること。
- (14) 手洗い場・トイレ等において資機材の洗浄等を行わないこと。
- (15) 敷地内は、禁煙です。
- (16) 雨天時、コンサートは中止になりますが、その場合の出店判断は出店者自ら行うこと。なお、出店者の判断で中止した場合の使用料は還付しない。
- (17) 荒天で事故の恐れがある場合等は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。
- (18) 出店を中止する場合は、必ず事前に連絡すること。

○出店場所の概要



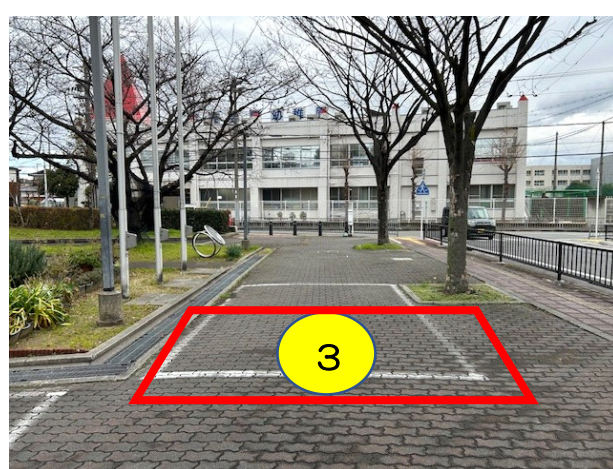
区画①、②



区画①



区画③



区画②

